

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

1. 改正理由

市町村長の委任を受けた地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が、個人番号カード未取得者に対し個人番号カードの交付申請書を送付する際、対象者や送付先を正確かつ効率的に確認することができるよう、機構保存本人確認情報の利用を可能とするため、住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）を改正するもの。

2. 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

機構が機構保存本人確認情報を利用できる事務に交付申請書の用紙の作成及び発送を追加する。

（第 21 条の 2 第 2 号関係）

3. スケジュール（予定）

公布：令和 2 年 10 月下旬

施行：公布日